

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県の緊急事態措置

1 緊急事態措置の実施期間

令和2年4月17日（金）から5月6日（水）まで

2 緊急事態措置の実施区域

群馬県内全域

3 緊急事態措置の内容

(1) 県民に対して（4月17日（金）から5月6日（水）まで）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」。）第45条第1項に基づき、「医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと」を要請する。

また、他の都道府県への往来についても、原則として自粛を要請する。

(2) 事業者等に対して（4月18日（土）から5月6日（水）まで）

特措法第24条第9項に基づき、県内に所在する特措法施行令第11条に規定する施設（別紙①特措法による協力要請を行う施設）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。

なお、特措法施行令第11条に規定する施設に該当しないが、使用停止が望ましい施設（別紙②特措法によらない協力依頼を行う施設）の管理者に対して、施設の使用停止又は催物の開催停止の協力を依頼する。

また、社会生活を維持する上で必要な施設等（別紙③基本的に休止を要請しない施設）の管理者に対し、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

イベントの主催者に対しては、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請する。